

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）が行う事業の向上、発展に顕著な功績のあった者を表彰する。

(表彰の基準)

第2条 本会は、毎年4月1日現在において、次の各号全てに該当するものを表彰する。

- (1) 介護支援専門員として10年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする。）業務に精勤し、功績が顕著である者
- (2) 当該年度本会の会員である者
- (3) 当該年度までの直近5年以上継続して本会の会員である者（なお、任意団体の山口県介護支援専門員協会への入会期間を含む）
- (4) 山口県内で介護支援専門員として従事又は活動している者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行うこととする。

- 2 前項の表彰状又は感謝状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

(表彰の手続き)

第4条 第2条の表彰の基準に該当する者があるときは、申告書（様式1）及び履歴書（様式2）を本会に提出し、表彰の申請をするものとする。

- 2 提出された申告書（様式1）及び履歴書（様式2）を本会事務局にて確認するものとする。
- 3 申請者の身分に異動があった場合又は表彰にふさわしくない事故等が生じた場合は速やかに本会事務局へ連絡することとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回、山口県ケアマネジメント研究大会において行い、これを公表する。

(表彰の公示)

第6条 被表彰者の氏名・功績等は、本会広報誌「山口県介護支援専門員協会だより」に公示する。

(表彰審査及び決定)

第7条 理事会にて第2条に掲げる基準により審査し、被表彰者の選考を行い、理事会での承認を得て被表彰者を決定する。

(表彰の制限)

第8条 次に掲げる者は、表彰しない。

- (1) 表彰日以前において懲戒処分を受けた者
- (2) 刑事事件に関し起訴された者
- (3) 上記に掲げる者のほか、表彰することが適当でない認められる者

2 表彰は、10年を経過した者が、一回限りで受けられるものとする。

(表彰の取消)

第9条 表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は本会の活動を否定する行為があったときは、会長は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、本会理事会において改廃するものとする。

(表彰の事務)

第11条 表彰に関する事務は、本会事務局において行う。

(実施細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、規程の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成28年3月28日より施行する。
2. この規程は、令和2年10月31日より施行する。